

○宮野総括審議官(行政改革推進室長)

3 つ目の事業、「高齢者権利擁護等推進事業」についての説明です。5 分をお願いいたします。

○老健局

お手元の資料の 47 ページから御説明いたします。高齢者権利擁護等推進事業は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律、いわゆる高齢者虐待防止法が施行された翌年からスタートした事業です。

事業の目的は、「高齢者の尊厳の保持」の視点に立ち、虐待防止及び虐待を受けた高齢者の被害の防止や救済、高齢者の権利擁護を図るものです。事業概要は、各都道府県が実施主体となり介護施設の従事者への研修、身体拘束の廃止に向けた取組など、介護現場を対象とした取組、あるいは地域の実情に応じた専門的な相談窓口の設置などに、国が2分の1の補助を行うものです。

ここで、高齢者虐待防止に関する施策の枠組みと、その中における本事業の位置付けを御説明いたします。55 ページを御覧ください。高齢者虐待防止法全体の枠組みを書いています。目的は、高齢者虐待防止に係る施策の促進、高齢者の権利利益の擁護です。具体的な枠組みは 57 ページです。高齢者虐待については、家族等による虐待、施設職員等による虐待の2つのケースがあり、この虐待が発見された場合には、市町村に通報され、市町村がその通報を受理し、対応することとされています。この事業は、そういった基本的な虐待防止法の対応を、より実効あらしめるために、国において都道府県が市町村や施設に対して行っている支援について、支援をするというものです。具体的には、都道府県は市町村に対して、虐待防止のための体制整備をするという場合に支援いたします。施設等については、人材確保、育成の取組を行うものです。これに対して国が支援します。左上の部分が、本事業の対象です。

47 ページです。こういった全体の枠組みの中における本事業についてです。予算の規模は約1億500万円です。そして、成果目標ですが、当該事業は、5つの事業メニューの中から地域の実情に応じて、各都道府県が選択の上で実施しており、研修、関係者のネットワークの構築など、多岐にわたっています。また、対象者等の設定は、各都道府県によって異なることから、一律的に定量的な目標の設定にはなじまないと考えております。このため都道府県が当該事業を活用して、諸々の取組を推進することが重要であるということで、現在、47都道府県中、46都道府県が活用しております。

今、申し上げた5つのメニューについては、54 ページを御覧ください。本事業の概要の4番に5つのメニューがあります。(1)身体拘束ゼロの関係、(2)介護施設等従事者への研修、(3)相談窓口の設置、(4)広域的課題や専門的知識を要する事案に対する対応、(5)シェルターの確保となっています。

49 ページです。点検・改善結果です。高齢者虐待については、近年、重篤な事案が発生しており、より一層の取組が必要になっていると認識しています。そういった意味では、この事業の重要性は高いと思っております。今後も身体拘束

ゼロに向けたネットワーク作りや、施設長等への研修、専門家チームによる相談窓口の設置への支援を、国として継続的に実施する必要があると考えております。

改善の方向性です。高齢者虐待事案は年々増加していることなどから、都道府県等の取組を支援することは重要性を増していると考えております。具体的な改善の方向性については、67 ページを御覧ください。私どもとしての見直しの方向性を記しています。本事業は、高齢者虐待に係る国の唯一の事業であり、高齢者虐待防止法に定められた国の役割(専門的な人材の確保及び資質の向上を図るため、研修等必要な措置を講じるなど)を果たす上で、重要度は極めて高いと考えております。一方で、この事業が創設されて 10 年目になることから、実施主体である都道府県の意見も伺いながら、より効果的な事業となるように事業内容の見直しを行っていきたいと考えております。

具体的には、66 ページにも少し書いておりますが、虐待の要因が、例えば施設においては職員のストレス、教育といった問題があることから、そういった施設職員のストレスの軽減、あるいは施設に対する第三者などの外部の目の積極的な活用に資するような内容を加える一方、必要性の乏しいメニューを廃止することとし、併せて都道府県や市町村の先進的な取組の横展開を行えるよう、事業の再構築を図ることとしたいと考えております。

これにより、高齢者虐待の未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応が図られるよう、取り組んでいきたいと考えております。

○宮野総括審議官(行政改革推進室長)

次に論点を説明いたします。

○岸本大臣官房会計企画官

資料集の 69 ページの論点等説明シートです。平成 19 年度の事業開始以降、枠組みの変更なく本事業が実施されております。施設職員の高齢者虐待事案が頻発するような状況下において、現行の取組が効果を上げているか検証し、ニーズを踏まえた事業に見直しを行うなど、重点化・効率化を図るべきではないかという論点です。

○宮野総括審議官(行政改革推進室長)

質疑応答に移ります。コメントシートの記入も適宜お願いします。

○河村委員

川崎の事件など、本当に深刻な事例が報道されていて、国全体として心配している状況だと思います。

この事業のアウトカム指標のところからお尋ねします。47 ページにレビューシートがあり、「一律的に定量的な目標の設定になじまない」となっているのですが、窮極的には虐待件数をきちんと把握して、それを減らしていくのが望まれる姿ではないかと思いますが、それについてはどうお考えでしょうか。ただ、現

状はどれだけ把握できているのかを疑問に思っております。今日の資料の 66 ページにも、先ほど御説明いただいた調査結果のポイントの上にグラフが付いて、虐待についての相談・通報件数、その結果、虐待と判断された件数のグラフです。まだ増えています。増えているのが悪いというのではなくて、これは把握しきれているのでしょうか。

事前勉強会でも御説明いただいて、こちらから御質問もさせていただいて、どれだけ把握できているか、66 ページのグラフの下にも注があって、「虐待防止対応の体制整備が進んでいる市町村ほど、高齢者人口当たりの虐待判断件数が多い傾向が見られる」とあります。きちんと見いだせるように工夫している所のほうが、こういう件数は高く出るとかという気がして、これを全国レベルで確認できればと思い、都道府県別の件数をお願いして、昨日までにデータを頂きました。ありがとうございます。

このデータをお願いした「心」は、例えば各都道府県ごとの高齢者の人口当たりの発生件数、高齢者が入っている施設の定員数に対する発生件数を比べて、全国で大体一律でばらつきがなければと思ったのですが、ばらつきがすごく出ていたらということで、1,000 人当たりの件数がはじければと思ってお願いしたのです。ローデータだけ頂いているのですが、割合を計算してきまして、こちらは全員持っています。横田先生も計算してきたということで、計算されている前提でお話します。

施設の利用者数、定員についても、8 種類の施設のうち、介護保険の関係の施設は利用者数が分かるけれども、ほかの養護老人ホームは定員ということで伺っていて、この老人の入る施設は稼働率が高くて、待ち行列がすごいという話は聞いていますので、ざっくり足し算をさせていただいて、各都道府県ごとの利用者数、定員の合計 1,000 人に対する発生件数を出してみましたが、ばらつきがものすごいです。

一番低い岩手県だと、1,000 人当たりの養介護施設従事者等による虐待の件数は平成 25 年度は 9 件、平成 26 年度は 0 ですが、一番多い兵庫県だと 141 件、判断件数は平成 25 年度で 18 件、平成 26 年度でも 26 件ということで、都道府県によってすごくばらつきが大きいのですが、これは兵庫県に悪い方ばかりいて、岩手県にはいないということではないというか、これは多い県のほうが把握しようという体制が進んでいる。裏を返せば、これだけばらつきが出てしまうということは、都道府県の中には少し把握が遅れていて、こういう割算をして出すと、低い数字の県は問題がないということにはならなくて、まずそこから取り組んでいく必要があるのではないかと思います。

質問を繰り返すと、アウトカム指標で、虐待件数が減る設定をしていただきたいと思うのですが、どうお考えでしょうか。それと、現段階では把握をするほうが先なのではないか。それもアウトカム指標にしてもいいのではないかと思います。そういった辺りについてはどうお考えでしょうか。この都道府県ごとにこれだけのばらつきが出ることについて、どうお考えでしょうか。この 3 つにお答えいただけると有り難いです。

#### ○老健局

3 点の御質問を頂戴いたしました。窮極的な目標なり、アウトカム指標が、虐待の件数であるということは当然ながらその方向性であろうかと思っております。ただ、この事業そのものが虐待防止法の全体の枠組みの中で、市町村の取組あるいは一部施設従事者に対する取組を支援する都道府県への支援の部分を担当しているということから、一義的に虐待件数そのものを数字にするのは、おっしゃる御指摘のように、虐待そのものの把握との関係も含めて、現実的に難しい部分はあるかと思っております。そこに向かっていくためにどのようなことをしなければいけないかということを検討していきたいというのが 1 点目です。

2 点目はこれとの関連で、正に把握そのものが先ではないかということです。正に御指摘のとおりであり、虐待そのものの原因というのは、先ほど申し上げたストレス、家族の介護疲れといったことが、個々の事案からはよく言われるわけです。様々な複合的な要因があるかと思っております。一つ一つの事例にしっかりと対応していくことはもちろん大事なのですが、因果関係は様々な複合的な要因があることから、まず御指摘のとおり、把握をしっかりしていくことが大事であると考えています。

そういった意味で、把握のために地域における、特に市町村にしっかりと体制を作っていただき、市町村における通報が開かれた形である、通報を受けたらしっかりと対応できるようにするということが大事であって、それを支援していくことが大事であると考えております。

3 点目の地域差については、正に御指摘のとおりです。地域によって、人口当たりで見るとばらつきがあるというのは事実です。ただ、これも含めてまずは把握をしていかなければいけない中で、対応していくということかと思っております。

#### ○河村委員

今の点で、続けてもう少しお尋ねできればと思います。人口当たりの件数はそこまで大きく差は出ないのですが、施設の利用者、定員の合計に対する発生件数を見ると、これだけ多い県と少ない県に差が出ます。しかも、例えば一例として申し上げますと、兵庫県はすごく通報の件数は多くて、定員 1,000 人当たりで平成 25 年度は 141 件、平成 26 年度は 119 件です。これは通報のあった件数を精査されていると想像するのですが、判断の件数は平成 25 年度は 18 件、平成 26 年度は 26 件です。同じように、高知県も通報が多いのですが、定員 1,000 人当たりで、平成 25 年度は 124 件、平成 26 年度は 140 件で、これに対しての判断件数は平成 25 年度は 19 件、平成 26 年度は 38 件です。

通報件数に比例して実際の判断が多くなるというわけでもなく、通報がこれだけ来る、疑われる事例をどれだけ把握するかというのは、なかなか難しいところがあって、施設からすれば起きてはいけないことを起こしているから隠したいし、介護に従事している方はものすごく大変な仕事で、ストレスが掛かっていると思

いますが、なかなか表には出したいくないことを見付ける。このように通報につなげるといふには、第三者の目を入れるとか、工夫をされた結果が、これだけの差になって出てくるのではないかと思うのです。

これを見たときに、割と把握できている県について、どういう取組をしているかは把握していますか。もし把握していれば、それを横展開する、この事業のメニューの参考にできると思うのですが、いかがでしょうか。

#### ○老健局

私ども国のほうも、そういった意味ではまだまだ各地域の取組そのものを把握していかなければいけないというのがありますが、今御指摘いただいたように、自治体の体制整備がしっかりとされていて、関係職員の意識が高い所については、通報があったときには迅速に対応することになり、それができるといふことで、また通報をしやすいという部分があるかと思えます。虐待というのは認識が深まることにより、従来はグレーゾーンであると認識されていたものであっても、通報するという事例もあるやに聞いております。

したがって、まずは虐待に対する理解を地域の方も含めて、関係者が深めるといふこと、そのためにもしっかりと体制の整備をする、そういったものに取り組んでいただいている自治体の取組を、ほかの自治体の参考になるように展開していくといふことは必要であると考えております。

#### ○佐藤委員

この問題は、まずは実態把握が大事だといふことで、河村先生がおっしゃったとおりだと思ふのですが、この事業の中では、仮にこれから実態把握を進めていくとしたときに、それに乗る項目はあるのかなと思ふと、この事業自体は実は防止を前提にしているのです。実態を把握する前に防止を考えるとといふのも不思議な話だと思ふます。普通は実態を把握して、そこからどうやれば防止できるのかを考えるのです。

高齢者の虐待は減らさなければならなくて、大事な政策目標です。そのためには、まずは地域差の発生要因も含めて、実態把握をしなければいけません、これも大事です。ただ、それが高齢者権利擁護等推進事業の中のどこに乗ると考えるか。見直しといふことをおっしゃっていたので、横展開させるといふのも分かるのですが、それはこの事業のどこを見直して、具体的にできると考えればよろしいのでしょうか。

#### ○老健局

先ほど冒頭に御説明した 57 ページの図を御覧ください。高齢者虐待防止の施策の全体の枠組みが、市町村への通報の受理と対応が基本になっております。国においては、実態把握をしっかりとするために、法に基づく国の責務として、虐待防止に資するような調査・研究といふものもあり、毎年全国における虐待の状況について調査をしているところです。その調査を踏まえて、必要な対応は取って

いくという意味で、そこは一つ実態の把握ということであろうかと思っております。

そして、この事業については、それとあいまって、市区町村ごとに差のある取組について、都道府県がより広域的な立場から支援する場合、あるいはより専門的な立場から支援する場合に必要であるといった部分に手を入れるということですし、もう1つは、これも都道府県として施設従事者に対する人材育成、理解を深める、知識をしっかりとっていただくところに支援をするという役割の位置付けになっております。

したがって、この事業そのものもちろん今までの役割がございますが、把握は調査ということでやらせていただき、それとあいまってこの事業により、今申し上げた部分を対応していくということです。

ただ、全く切り離されるものではありませんので、両者はつながっていると理解しておりますので、連動して対応していきたいと思っております。

#### ○佐藤委員

具体的に、例えば 59 ページの事業内容(1)から事業内容(5)までであるのですが、実態把握と横展開というのは、このスキームのどこに乗ると思えばよろしいのですか。

#### ○老健局

私どものこの事業との関係で申しますと、具体的には1番目の柱の身体拘束の廃止の推進会議においては、身体拘束廃止の重要性、身体拘束はどういうものかということに関係者が共有するという意味で、関係者の理解を深めていき、ある事案が虐待であるという場合に通報につなげ、対応につなげていくという意味での関係性があると考えています。

2つ目の研修についても、施設職員等への研修ですので、これも施設職員の理解を深めて、実際に虐待の通報の中でも、施設職員からの通報が多くなっております。そういった意味で、把握につながると考えています。

相談窓口という3つ目の事業については、都道府県において弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職の方々を配置し、主に市町村等からの相談を受けるといいますから、悩んだときに、それが虐待であるかどうかの判断の役に立つというものだと思っております。

そういった意味で、直接把握するというのは別の調査のほうでさせていただき、またその調査の結果により、公共団体、皆様方と意見交換をしながら、更なる把握に努めていくというのは直接的なものですし、この事業については、それとあいまって又は連動しているものだと思っております。

#### ○佐藤委員

今のポイントは、この事業に対する評価が抜本的になるか一部見直しになるかの分かれ目で、今御説明いただいた(1)から(3)の話は、実態把握ができたことを

前提に、その情報をどう活用するか、それは相談であれ研修であれという話だと思います。それぞれを見ると、(1)は連絡調整であり相談機能の強化ですし、(2)は研修、(3)は相談です。だから、明らかに実態調査という項目がこの事業から抜けている気がしています。

今日の最初のほうで、救急患者の受入体制の充実という事業があったのですが、実際に状況は余りよくないのですが、この事業の中には、救急患者受入実態調査事業を入れているのです。だから、実際にどうなっているかを調べる。その調べたものを使って、体制強化に向けた支援をするという立て付けになっています。実際には余り機能していないので誉められないのですが、事業の立て付けとしては調査します、実態把握します、それに応じて支援をするという仕込みになっています。

でも、こちらの事業は実態把握をするのではなくて、防止をすることを前提にして入ってしまっているので、この事業の今の立て付けでは、実態把握は乗らないと思います。新しい柱を立てるということなら別です。

#### ○老健局

繰り返しになりまして申し訳ないのですが、国においては、毎年行っている調査により実態把握をしております。ただ、御指摘の実態把握というのはもう少し個別の事例、事案に即して、しっかりと分析し、対応していこうということだと理解いたします。

そういった意味においては、いわゆる調査というのは既にやっており、それを更に充実させたり、いかしていくというのはありますし、この事業においても、その調査との関係においてしっかりと対応していきたいと。

したがって、虐待防止に関する施策の枠組みの全体の中においては、調査と事業がありますから、実態把握のための調査を主目的にしてしまうと、今行っている調査との関係もあります。ただ、御指摘のように、今行っている調査で足らざる部分があれば、こちらの事業で取り組むというのがなじむ部分があるかと思っておりますので、そういった意味においては検討していきたいと考えております。

#### ○佐藤委員

話が見えなくなってしまったので、最後に1つ確認させていただきます。

57 ページの国の責務にある「虐待防止に資する調査研究」のことを言われていると思うのですが、これはこの事業の一部だと思ってよろしいのですか。そうだとすると、予算的には幾らぐらいが立っているのでしょうか。あるいはこの調査事業自体は、この事業の外枠でやられていると思ったらよろしいのでしょうか。

#### ○老健局

この事業とは別の外枠です。これも繰り返しになって恐縮ですが、調査そのものは別枠でやっており、56 ページの資料についても、別事業としての調査の結果です。

#### ○大屋委員

1 つ目は単なるコメントで、しかもこの事業のスコープから外れています。先ほど河村先生がおっしゃった数値を見ると、直感的には極めて暗数が大きいような調査結果で、大分実態は漏れていると疑わせるものですので、是非そちらについては別途充実をお願いします。

お伺いしたいことは2点で、1 つ目は事業の中身に関することです。先ほど来御説明いただいているように、メニューが複数ある中から各都道府県が、これをやりたいと手を挙げて選択されるものなので、全体としての数値目標設定が難しいというのは、おっしゃったとおりだと思います。そのメニューの中で割と多くの都道府県がやっている事業と、全然人気がない事業があります。特に、(4)の権利擁護強化事業は2都道府県のみ、5番目の高齢者虐待防止シェルター確保事業は3年間利用実績なしで、不人気である状況だと思います。これは、どの辺りに原因があると認識しておられるのでしょうか。

#### ○老健局

まず、5点目のシェルターについては、市区町村が虐待の通報を受けたときに、保護・分離といった被虐待者に対する措置で、隔離を講ずることができるまでの間、緊急一時的に、施設の借上げを都道府県が行うというもので、一時避難所の確保といった事業です。実態としては、既存の介護施設の中で一部活用できるスペースがあったり、介護施設以外にも一時的に退避していただくということがあるということであろうと認識しています。したがって、ここ数年の実績がないと考えています。

4番目の権利擁護強化事業については、市町村単独では対応が困難となる広域的な課題、専門的な知識を要する事案に対応するということです。実態としては2県の実績です。中身は、専門家を市町村に派遣するということです。その専門家の派遣というのは、3番目の柱の相談窓口と一部重複する部分もあろうかと思っており、そちらで実質代替されている点もあると分析されます。ただ、市町村を越えた課題というのは、恐らくまだ気付かれていない課題も様々あろうかと思えますし、冒頭に御指摘がありましたように、都道府県内における市区町村の地域差というのもあるかと思っておりますので、そういった広域的課題あるいは専門的な課題への対応というのは、そのものが必要であると考えております。

#### ○大屋委員

もう1点です。実態の正確な把握が前提になることではあるのですが、各都道府県の認識に基づいて事業選択していただくこと自体は構わないと思うのですが、その有効性の検証が本来は必要ははずです。例えば、各事業の一定のものを選択している都道府県と、選択していない都道府県の間で、虐待発生件数など、それを認定された件数のトレンドに差が出ているのか。端的に言うと、各自治体の実態に合わせてというのはありますが、一般的にこれが有効であると想定して作っ

た政策の中に、当たりと外れが隠れているはずで、その当たりと外れの差がどこにあるのかを検証しなければいけないと思うのですが、その辺りの把握は進めているのでしょうか。

○老健局

この事業そのものが虐待件数、発生状況、防止、対応にどれほど役に立っているのかという御指摘だと思います。

これについては、件数だけで把握しきれない部分があるかと思っており、一部都道府県からもお伺いしているところではありますが、なお御指摘を踏まえて、都道府県にしっかりとヒアリングをして、確認した上で、再構築していきたいと考えております。

○河村委員

今の関連でお尋ねいたします。先ほどはじいてきた数字を基にお尋ねしたいと思っていたのは、資料 60 ページから 65 ページにかけて、細分化されたこの事業があって、活用実績が 25 都府県とかいろいろ書いてありまして、全部ではないと。この 60 ページの(2)から 64 ページの(4)までは、効果があれば都道府県の現場での虐待の通報の件数がアップすると思うのです。疑わしい事例の把握がしやすくなるというか、連絡されやすくなるのではないかと思うのです。

念のために申し上げますが、通報が多いことが判断の件数が多いわけではなくて、私は通報が多いのは前向きに取り組んでいる県だと思うのですが、私が計算した数字で、すごく通報が多かった県で、この利用に該当するかどうか、次の 5 つの県についてお答えいただきたいのです。この 25 府県という中に、兵庫県、高知県、佐賀県、大分県、宮崎県の 5 県は入っているのでしょうか。定員当たり通報件数からすれば、恐らくすごく通報しやすい体制というか、把握が整っている気がします。この 5 つの県は 60 ページから 64 ページの中の活用実績の府県に入っているかどうかについて、それぞれお答えいただけないでしょうか。

○老健局

兵庫県については、施設従事者研修をやっておられ、60 ページの(2)の①です。それから、(3)の②を兵庫県は実施しております。高知県は、(3)①と(3)②です。佐賀県は(3)②です。大分県は(2)②、(3)①と②です。宮崎県は(2)①及び②、(3)①及び②です。

○河村委員

いろいろ取り組んでいらっしゃる県が使っているというのはありますね。ですから、ある意味でプラスの結果だと思います。そういった感じで是非把握していただきたいと思います。

ただ、私が思うのは、これだけではないのではないかと。これだけ通報が進むのは、職員などの意識啓発などを図るだけでは違って、市町村が時々立入り

に入っているとか、民間団体を使っているかは分かりませんが、そういう枠組みを入れたりという工夫をされているかもしれません。ですから、ここだけにとどまらず、そういう進んでいる県ではどのような取組をされているのか、県下の市町村でもどのような取組をしているのかということ、今日はお答えいただけないようですが、よく確認していただいて、その事業の設計にいかしていただけたらと思います。

○宮野総括審議官(行政改革推進室長)

では、栗原委員お願いします。コメントシートのほう、そろそろ記入をお願いします。

○栗原委員

実態把握と言っても、実際に虐待がどう起こっているかを計測するのは結構難しいと思うのです。逆に、そういうことが顕在化してくるための自治体なり地域での取組体制とか、何をやっているかを見える化することがとても重要だと思うのです。そうすると、数多くの市町村、そもそもまずは市町村でやる話だと思うのですが、そこでどういう取組をすればいいのか、なかなか各自治体でもきちんとした計画があったり目標値があったりしているわけではないのではないかと、あるいは、どこまでやればいいのか、自分たちのところは進んでいるのか遅れているのか、そこもよく分からないのではないかと、思うのです。ですから、そういうところを見える化する、水準を見える化することにまずは取り組むこともとても重要かと思うのです。

具体的には、資料のほうでお示しいただいた調査結果と体制整備、それから実際にそれが通報とか判断件数とどう因果関係があるのかを、幾つかグループを分けて分析されたものがあると思うのですが、これはとても有効だと思いました。体制がどう作られているか、ネットワーク化されているのか、周知とか教育がされているのかという点で、自分たちの自治体がどういうランクになっているのか、したがってどこを強化すればいいのか、を見える化していくような施策がすごく重要かと思います。

その上で、体制を整備すればするほど通報件数等が多くなっていくということなので、決して通報件数が多いことが悪いことではなくて、正に、そういう体制を整えて通報等がきちっとできるような体制を組んでいく、そういうことによって評価していくことをまずはやるべきではないかと思います。是非、都道府県への施策も重要かもしれませんが、やはり各市町村で何をやるべきか、自分たちのレベルがどうなのかを把握される、場合によっては、それに対して助成をする、あるいは専門家を派遣するとよいのではないかと、思います。それが1点目です。それについてどう考えられるかをお聞きしたいと思います。

○老健局

御指摘ありがとうございます。この事業とは別の調査です、今の御指摘は。た

だ、御指摘のとおり、各市区町村レベルでの取組の内容を分析するという意味では、今、御指摘いただいた手法というのは、私どもとしては、今、持ち合わせているものの中では意味があるものだと思っています。別の調査で行われているこういうものも本事業に活用できるような形で取り組んでいきたいと考えています。

#### ○栗原委員

それから2つ目は、そういうことに対して誰が何をやるかということなのです。今回、国と都道府県と市町村があると思います。この事業は、都道府県が事業主体だということを前提に組んでいるのですが、果たしてそもそもそれでいいのか、もっとやり方があるのではないかと原点に帰ったときに、場合によっては、これは各都道府県の事業ではなくて、もっと国が共通してやるような事業にすることもできるのではないかと思います。

何かと言うと、主な事業実績をそれぞれの事業ごとに出していただいている、大きくは研修という制度と、それから相談窓口を設置するという制度があると思います。例えば研修ですと、看護指導者の養成研修というのはほとんどの自治体で日本看護協会が実際やっているのです。かつ、それをやっている県とやっていない県があるということなのです。よりこういう事業をやっていたほうがよいということであれば、都道府県の判断でやるやらないということではなくて、もっと全国的な事業としてやる、例えば、ここで主にやっている事業者にも各県で漏れなくやってもらうとか。そういう形で、国がやったほうがよいのか都道府県がやったほうがよいのかという役割分担についても、見直し得る余地があるのではないかと思います。

特に、何か地域による特性がある事業ももちろんあるのですが、こういう研修等においては、必ずしも地域特性を大きく反映しなくてはいけないというわけでもないのではないかと思いますので、そこはもう少し効率的に、かつ全国で体制整備するという、やらない都道府県がない形で見直したほうがよい事業もあるのではないかと思います。

もう1つは相談窓口なのです。これは、31の都道府県でやっていて、金額もこの事業の中の大半を占めていて多いのです。この事業については、具体的に虐待等の通報があったときに、この窓口で通報を受けてそこから初動捜査が始まるのか、そうではなくて、制度設計をするための相談窓口なのか、それはどちらなのでしょう。もし後者であれば、実はこれも都道府県で相談窓口を作るのではなくて、もっと全国的に行うこともあり得るのではないかと、かつ場合によっては、夜間とか休日とかもできると思います。そういう形で、地域特性を反映してどこまで県の事業としてやったほうがいいのか、県ではなくて、もっと全国的にやったほうが効果的な事業があるのではないかと考えるのです。

#### ○老健局

今の御指摘ですが、看護職員研修については、特に指導者については専門性が高いということから、全国的団体に今やっていただいています。それから後、窓

口については、2 つあるうちの、制度設計というよりは、むしろ市町村では対応に悩むような、やはり専門性の高い事案などについて、専門家が相談に乗るといような体制を敷くというものです。そういう意味では、市町村の制度設計と言えますか、ある意味、市町村のネットワーク、あるいは市町村における体制整備で足らざる部分というか、そういう部分を都道府県レベルで補完し、また支援している。このような使われ方をしているものと認識しています。御指摘については、今、御指摘いただいた考え方も含めまして検討していきたいと考えています。

#### ○井出委員

67 ページの見直しの方向性の所で、私もこの事業は必要だという前提でお話をします。と言いながら、論点にもなりましたが、10 年経過していて、基本的に大きな内容の変更はないので、必ず検証をしていただきたいと思っています。それは何を言いたいかという、例えば予算と執行率についても、パーセント的に駄目だとかいうのではなくて、と言いながら、乖離は、参考に見せていただいた資料であれば、平成 25 年度は 21% ぐらいの差がある。だんだん縮まってきて、平成 27 年度は 12% ぐらいだと。金額にすれば 2,400 万から 1,200 万ぐらいは、いわゆる予算と執行に差があって、約 1,000 万から 1,500 万、2,000 万ぐらいについては、もしかすると、同じ予算でやるかどうかは別として、多少、いわゆる一度立ち止まってこの事業を検証する予算はありそうだという気もしているので、是非、これは立ち止まって、もう担当の方が言っていますが、実態とか分析とか評価とか有効性とか、是非調査をしていただきたいと思います。

もう 1 つは、調査をしてこうだったということだけではなく、多分、今日、いろいろな先生からも多々御提案もあるので、場合によると、今、担当の方が考えて、ではこういうことだというスキームもいいのですが、もしかすると、民間というか、別の外からの智恵というものも入れていただく。それはコンサルティングの会社なのかどうかは別として、やはり一度、検証するのに外の目を入れてもらって、場合によれば、この結果を受けて何か新しい御提案とか、あるいは、同じ 5 つの事業内容をするにしても、もしかしたらやり方が違うものが出てくるかもしれないので、私はどうするかという方向性の中で、一度立ち止まって、言われていますが、実態調査というか、調査研究を一度しっかりしていただきたいと思っています。意見だけです。

#### ○宮野総括審議官(行政改革推進室長)

では、コメントシートの記入のほうをそろそろお願いします。

#### ○佐藤委員

では、2 点ほどです。やはりよく分からなくなってきました。まず最初に言っていて、皆さん共通して言われている、実態把握が大事だねということなのだと思うのです。出てくる数字がどこまで全てを表しているのかよく分からない。でもこの事業のところでは、さんざんこれは国の高齢者虐待防止に係る唯一の事業で

あると言っている割には、実は調査研究は別の事業なのです。ということは、実は1つの考え方としては、調査研究のほうをむしろ優先すべきではないかという議論も出てきてしまうと思うのです。ですから、唯一の事業ではなかったのですねというのは単なる突っ込みなのですが。

2つ目は、やはり虐待、同じ66ページの上のほうにあるとおり、正に書かれている「虐待防止対応の体制整備等が進んでいる市町村ほど」ということなので、実は市町村においてもやはり濃淡はあるとはいえ、虐待防止対応の体制整備が進んでいる。実際やるのは市町村なのだからそれは彼らが主たる責任者である。良いか悪いかは別として現行の体制はそうである。でも、彼らがこの虐待防止対応の体制整備等を進めていく上において、この事業はどれくらい役に立っているのかというのはよく分からない。つまり、やはり市町村独自の取組や、市町村独自の試行錯誤というもののほうがやはりウエイトとしては大きいのかどうか。先ほど河村先生からあった5県について、一応彼らも応募はしているけれど、そうではない所も応募しているわけですし、よく分からないのです。ですから、果たして、この事業が自治体の虐待防止対応の体制整備にどこまで普及しているのか。

それから、最後に横展開の話もあったと思うのですが、多分それは(3)の事業ですか、何か(3)の②で、事例報告会を検討するとかと書いていたりするのですが、横展開をするためにも事例を集めなければいけない。その事例を集めるところは、多分直接はこの事業にはやはり乗ってきていなくて、どちらかというと、もしかしたら調査研究のほうなのかという気もしてくるのです。非常にこの事業の位置付けが、大きな問題に対するこの事業の位置付け、つまり市町村との関係もそうだし、最終的には虐待をどうやって抑えていくかというところ、つまり本当に防止するための方法も含めて、何かちょっと位置付けがはっきりしないという気がするのです。一貫してそこが分からないものですから。

#### ○老健局

先ほどちょっと説明に至らない点があったところを見ると、調査は、すみません、事業というか調査そのものです。したがって、これ全国統一的に国において淡々と、いわゆるその都市における状況を把握するという意味での調査です。この事業は、そういうものではなくて、それぞれの地域の状況に応じて、必要な部分に必要な手を入れるという意味での事業であるという意味で事業と申し上げたいと思います。

それからあと、御指摘の事例を集めるというところですが、今、申し上げたところから言いますと、調査において、個別の事例についてやはり深く分析していくところには限界もあります。ある意味、今、こちらの事業、本事業において行われている普及啓発という枠組みの中で事例検討会などがあるということは、1つ事例を共有することによって、その対応の仕方も共有していくという意味でのノウハウの蓄積につながる部分があるかと思っていますので、こちらの事業のほうでもう少し深掘りができる可能性があると考えています。

### ○横田委員

ということは、調査というのは、県ごとでどれくらい施設数が増えているのか、そういうのを淡々と調べているものはあるとおっしゃっていたということですね。つまり、サンプル調査をしていかなければいけないだろうとは思っているのですが、66ページの、高齢者虐待の現状を拝見したものと、あとは、追加資料として頂いた「施設における通報件数及び判断件数」「養護者における通報件数と判断件数」というのを見比べながら雑感で感じたことなのです。そもそも、施設の通報件数が結構数が少ないというのは、単なる感触でそれが正しいのか分からないのですが、それが研修のお陰なのかどうか分からないのですが、判断率、通報からの判断率が施設の場合は27%に対して、お家で介護されている方の通報されたものに対する判断件数が6割を超えていると思っています。

そもそも、何が言いたいかと言うと、誰が見つけたかによって虐待判断の割合が変わってくる。では、お家の虐待を誰が発見してくれているかということ、3割ですが介護支援専門員、外から見てくれているケアマネジャーのことになるのだと思うのです。そういう方々が、やはり外部である程度専門知識を持っている人が通報した場合に虐待であると判断される割合が高いとなっているということは、まず気を付けなければいけないのは、ケアマネジャーが付いていない御自宅の通報状況がどうなっているかということ。あと、施設は内部の方の通報が24%で一番高いということなのですが、施設に関して専門的な目を持って判断しに来る方々がどれくらいの頻度で来るのか。若しくは、施設にいる場合でも外部のケアマネジャーを入れるなどしていくことで通報の数を、通報率。何が言いたいかと言うと、多分、まだまだ隠れたものがいっぱいあるであろうと。

目下は防止策も大事なわけけれども、発見も増やして、その中を分析してメニューを変えていくということが大事であると思っています、私が正しいか分かりませんが、やはり第三者が見て発見する可能性が多いので、そういうメニューが増えても良かったほうがいいのではないかとというのがまず1つ意見です。反応があれば是非頂きたいというところです。

あとは、そうは言っても、ちょっと通報先をどれくらいみんなが知っているのかということも、私は入口がやはり大事だと思うので、その認知がどれくらいされているのか。リーフレットを配ったりとかしてはいるけれども、家族からもっと通報があったほうがいいのではないかと、入口で誰から通報があったものが多いと分かる、判断の割合などを分析して、誰をターゲットに周知を広げなければいけないのかというのが現状を認識して対策が実行されているのかなど、やっていないならお願いをしますし、やられているのでしたら是非教えていただきたいということです。

### ○老健局

まず、外部の目ということですが、先ほどの66ページの資料にもあるように、御指摘のとおり、在宅の場合にはケアマネジャーからの通報が一番多いということです。私どもとしても、やはり外部の目が入ることが1つの把握なり通

報の端緒になるという状況ですし、同じ資料の中では、介護保険サービスを受けているケースはほかの場合に比べて虐待の深刻度が低いということもあります。そういうことから、この資料というよりも調査のほうになります。そういうものが出ていますので、この事業においても見直しに当たって、外部の目というのを取り込んでいくような積極的な活用に資するような内容について検討していきたいと考えています。

それから、通報先については、基本的には各市町村のホームページ等で掲載され周知されていますが、なお、認知度という御指摘がありますので、しっかり認知度を高めていくような取組が必要であると思っています。よくそういった状況も都道府県等にお伺いをした上で、再構築、事業の再組立てを図っていきたいと考えています。

#### ○横田委員

すみません、よろしいですか。通報窓口ですが、よく全国で一覧化されて何かぱっと探せるものとかはないのですか。と言うのは、結構、市町村のホームページとかは深くいかないと分からなかったりとかするので、どちらかという、単一のキーワードでどこに連絡をすればいいのか、1つ窓口があってそこから振り分けるのか、一覧化されたものがあればよりいいのではないかと思ったのですが、いかがですか、現状は。

#### ○老健局

現状につきましては、都道府県単位でまとめている自治体、都道府県もありますので、御指摘のような取組が進むように検討していきたいと考えます。

#### ○横田委員

これは多分、最低限と言うか、県ごとでもいいのですが、必ずその通報窓口を一覧化して出していただくというのを徹底していただきたいです。

#### ○佐藤委員

ちょっと気が付いたものですから、使っている言葉の意味合いが違ったのだなということで、単に議論の整理です。57 ページで、確かに「調査研究」しています。ただこれは、あくまで「淡々とした調査です」というのは、恐らく虐待の報告件数であるとか、通報件数とか、これらを集めているから淡々としているという御表現だったと思うのですが、こちらが言っているのは実態把握なので、挙がってくる案件が必ずしも実態の全てを表していないのであれば、より踏み込んだ調査が、例えば、サンプリング調査であるとか、匿名ベースでのアンケート調査とか。実際よくあるのです、犯罪とか脱税とか、アンケート調査であぶり出すというのは誰も表立っては言えないので。それは実際やることなので、アンケート調査みたいに。そういう形で、ちょっとより踏み込んだ形での実態調査が本当はないと、本当は何をしたらいいのかというのは見えてこないねという、そうい

うお話でしていたので、淡々と集めていけば実態が見えてくる、淡々と件数を集めていけば実態が分かるという、そういうわけではないということです。多分、先ほどの私の説明が悪かったので補足です。

#### ○老健局

私どもの説明が不足して申し訳ありませんでした。淡々とと言いますか、膨大なデータを集めて、それについて傾向を分析することはやっています。ただ御指摘のように、何か1つの事案について深く追加でやることには、今なっていないので、そこは今、自治体で実際、現場の対応をしていただいている職員の方々の事例報告とか事例の共有というところで対応していく必要がある部分があるかと思っていますので、御指摘を踏まえまして、この事業の組立てについても再検討していきたいと考えています。

#### ○栗原委員

正に、通報のところとその後の対応のところなのです。通報のところは、確かに内部だけではなくて外部からの目は大変重要なのです。その一方で、なかなか分かりづらくて。全然違いますが、昨今の各種企業の会計不祥事などを見ても、内部通報制度がやはり一定程度機能しているので、本件においても、例えば施設の場合ですと、従業員の方が、施設の中でもみ消されないようにきちんと外にそういうことを通報できるようなホットラインの窓口を設けておく必要があって、多分、これは本来やっていなくてはいけないと思うのですが、そこがきちんとできているのかどうかを、市町村なり都道府県なりの方が権限に基づいて各施設のチェックを是非していただきたい。かつ、通報した人が不利益にならないとか、匿名でできるとか、そういう当たり前のことがきちんとできているかを今一度点検していただきたいと思います。

それから、通報後の対応というのがあって、66 ページです。施設で通報を受けた場合に、事実の確認まで6日、それから虐待確認まで12日というのが中央値で、一方、養護者による、家等で起こった場合には、もうその日のうちに確認開始が始まって虐待確認まで1日という、その対応に違いがある。件数は逆に圧倒的に養護者による場合が多いと思うのですが逆に、養護者による虐待の場合に迅速にできる要因が何で、施設のほうでこれだけ日にちが掛かるというのはなぜかなど。あるものは20何日も掛かっていることがあるので、是非、通報を受けた後の対応を、今一度、制度として見直していただきたいと思うのです。

#### ○老健局

すみません、日数の差ですが、施設従事者等による虐待の場合は、市町村とか都道府県と連携した上で監査に入るといった形になりますので、その連携で一定日数が掛かっているという面もあります。養護者の場合は、本当に重篤な事案になるケースが非常に多いので、迅速に対応しているような対処を取っているという状況です。

○栗原委員

ここは本来差がないこと、施設の場合でもやはり迅速にやっていただくことが重要なのではないかと思うのです。そこは是非改善をしていただきたいと思います。

○河村委員

ホットラインはやっているのですか、栗原先生から質問のあった。

○老健局

今の、ホットラインとか通報。

○河村委員

高齢者の保護というのは整備されているのですか、これからの課題ですか。

○老健局

公共団体によってはそういう対応をしている所もあると認識していますが、横並びでという話になりますと、これからの課題だと考えています。

○宮野総括審議官(行政改革推進室長)

ほかに何かありますでしょうか。よろしいですか。それでは井出先生、取りまとめをお願いします。

○井出委員

それでは集計結果を発表します。廃止1名、事業全体の抜本的改善3名、事業内容の一部改善2名、現状どおりが0名となりました。各委員の先生方から様々な御意見を頂きました。例えば、事業を継続しながらも、これまでの5つの事業内容につき一度立ち止まり、実態、分析、評価、有効性などを調査研究すべきである。有効性の高い事業内容を都道府県間で共有できるよう、体制を整えるべきである。市町村の取組の見える化を調査等で行うことが有効である。通報・相談窓口の認知を高め、入口を増やす必要がある、などのコメントがありました。ただいまの評価結果から、当該事業の評価結果としては、事業内容の抜本的改善が妥当であると考えられます。

取りまとめコメント案としては、見直し案にある、「施設職員のストレス軽減や施設に対する第三者など、外部の目の積極的な活用」に資する内容を加える一方、必要の乏しいメニューを廃止し、併せて、都道府県や市町村の先進的な取組を収集し、その横展開を行えるよう事業の再構築を図ることが必要です。それに加えて、通報・相談窓口を周知し、虐待の実態を個別の実態も含めて一層的確に把握をした上で、地域差を解消しつつ、本事業によって虐待件数を減少させていくことができるよう、通報件数など、適切なアウトカム指標の設定を検討することが

必要である」といたします。ただいま、評価結果案、及び取りまとめのコメント案を御提示しましたが、各委員の先生から御意見を頂ければと思います。

○佐藤委員

ニーズに即して、ニーズに乏しいメニューの見直しというのは当然なのですが、例えば、65 ページですか、高齢者虐待防止シェルターの話などを見ると、これはニーズがないのです、これだと。でも多分必要なのです、きっと。ですから、ある意味、顕在化していないニーズというのが多分あると思うので、だからこそ、くどいように言うておきます、実態把握なのだと思うのです。ですから、なぜこういうシェルター確保事業というのが進まないのかというボトルネックも含めて、やはり実態把握をして、きちんとニーズを把握する。今、使っていないから要らないだろうではなくて、多分、きちんと実態に踏まえた上でのニーズに即した事業の見直しというのが必要だと思います。

○井出委員

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、まず評価結果案については、各先生の御理解を頂いていると思います。コメント案については、基本的には先ほど朗読しましたコメント案とします。今、佐藤先生からありました、やはり実態把握、その上で今、顕在化していないニーズ等を把握してこの事業を是非再構築していただきたいということを申し添えたいと思います。以上です。

○宮野総括審議官(行政改革推進室長)

ありがとうございました。それでは以上をもちまして、厚生労働省行政事業レビューを終了いたします。委員の先生方におかれましては、2 日間にわたりまして大変ありがとうございました。